

平成23年度 行政評価の結果

判定区分別に事務事業名を記載しています。

■ 拡大重点化 全8事業 ■ (今後の重要事業として拡大検討すべきと判断)		
防災対策事業 インターネット公売事業 子育て支援センター運営事業	企業振興促進事業 羽幌高等学校教育振興会補助事業 教育支援事業	小学校図書整備事業 中学校図書整備事業
■ 見直し・統合※①・休・廃止※② 全12事業 ■ (事業内容を再検討し、効果的に実施すべき等と意見)		
視察研修事業 留萌地域エンパワーメント協議会負担金 行政サービス事業 高齢者事業団活動補助事業	特定高齢者事業 道路維持管理事業 スポーツ公園管理事業 スポーツ公園整備事業	南町運動広場管理事業 森林、林業、林産業活性化議員連盟負担金 社会福祉施設運営適正化資金貸付事業 離島漁業再生支援推進事業
■ 現状継続 全373事業 ■ (実施と評価。精査が必要な事業等への意見もあり)		
現状継続の事業については、誌面の都合から各課ごとの主なものを抜粋して掲載しています。		
総務課・財務課の仕事で現状継続と評価されたもの		
各種団体行事負担金(祝賀会分補助) 自衛隊関係補助(羽幌町自衛隊協力会補助金) 功績等受賞祝賀会補助(同実行委員会補助) 庁舎等管理事業	職員研修 北海道電子自治体共同運営協議会負担金 住民基本台帳ネットワーク機器賃借料 地上デジタル放送施設奨励金交付事業	人づくり補助事業 国際交流支援事業 町有施設下水道接続事業 地方税電子化協議会負担金
町民課・福祉課の仕事で現状継続と評価されたもの		
旭川留萌地区戸籍事務協議会負担金 公営住宅管理事業 公営住宅建設事業 地区暴力追放運動推進協議会負担金 集会所管理事業 生活環境事業 循環バス(コミュニティバス)運行事業	離島航路運賃補助 児童遊園地管理事業 合併処理浄化槽整備事業 海鳥センター管理運営事業 羽幌町戦没者追悼事業補助 老人クラブ連合会補助金交付事業 障がい者相談支援充実・強化事業	医療福祉事業 訪問看護利用者助成事業 離島地区ショートステイ実施事業 ケアマネジメント支援事業 子ども発達支援事業 予防事業 医師確保対策事業
建設水道課・産業課の仕事で現状継続と評価されたもの		
除排雪事業 街路灯取替補修事業 河川管理事業 水洗便所改造等貸付金利子補給金 水洗化率向上対策費 下水道施設管理事業(浄化センター・ポンプ場) 羽幌・天売・焼尻港及び福寿川浚渫事業	上・簡易水道量水器取替事業 曙地区井戸発掘事業 農業経営基盤強化資金利子補給事業 次世代農業者支援融資資金利子補給事業 民有林普及事業補助金 21世紀北の森づくり推進事業 畜産事業	焼尻めん羊牧場管理運営事業 刺網被害対策共同利用事業補助金 羽幌・天売・焼尻救難所救助活動事業 修学旅行誘致事業 観光協会事業補助 商店街環境整備事業補助 北海道季節労働者組合羽幌支部運営事業
教育委員会の仕事で現状継続と評価されたもの		
外国青年招致事業 羽幌小学校校舎補修事業 小・中学校義務教材・理科設備整備事業 中体連参加補助事業(負担金) 教育振興事業 小・中学校総合的学習事業	小・中学校教師用指導書購入事業 スキー場管理事業 総合体育館指定管理事業 スポーツ振興補助事業 図書室運営事業 社会教育推進事業	図書情報システム整備事業 読書活動推進事業 文化公演事業 成人講座事業 文化スポーツ振興事業 給食センター管理事業

評価結果を踏まえ、更に検討を重ね次年度の予算編成を行います。また、付された意見を検討の結果、課題があり更に検討の必要なものについては、中長期的な視点で引き続き見直しに向けた検討を行ってまいります。

行政評価の公開

すべての事務事業について評価シートを作成し総合判定を行っていますが、誌面の都合により事務事業名のみ抜粋して掲載していますが、評価結果の詳しい内容は、役場1階ロビーと中央公民館で閲覧できます。羽幌町ホームページでも公開していますので、どうぞご覧ください。

☎ お問い合わせ 総務課政策推進係 ☎ 0164-62-1211



町では、よりよいまちづくりのために、「行政評価制度」を平成22年度から本格的に導入しました。町が実施している仕事を様々な角度から総点検し、課題と今後の方向性を明らかにし、仕事の内容を見直し改善に向けて取り組んでいきます。今年度は、平成22年度予算の全410件の事務事業の評価を行いましたので、制度の概要と併せて、その結果をお知らせします。

行政評価制度とは

行政評価とは、町のすべての仕事について、一定の基準と指標をもち、現状の分析を行い、目標の達成度を検証し、課題を発見し、改善につなげるための手法です。

評価のポイントは

まちづくりに役立っているかに加え、財政状況を考えながら、次の5つのポイントをチェックします。

- ① 事業概要、事業費の推移、活動実績、目標達成度
- ② 妥当性(町民や社会の要求に合致しているか)
- ③ 有効性(目的の達成のために有効か)
- ④ 効率性(予算、人員に見合った効果が得られたか)
- ⑤ 公平性(受益者負担は適正か、特定の個人や団体に偏っていないか)

評価の結果は、次の6つの総合判定に区分し、今後のまちづくりに活かします。

総合判定区分	総合判定区分の内容
拡大重点化	今後の重要事業として拡大検討すべきと判断
現状継続	現状どおり事業実施、精査が必要な事業等への意見もあり
見直し	事業内容を再検討し、効果的に実施すべき等意見
統合	類似事業や、統合しても問題が生じない事業と判断
休・廃止	理事者及び課内外で十分に協議すること等意見
終了	単年度事業又は、今年度で事業完了等

評価の実施方法

- 1次評価
事務事業の担当者が評価シートを作成し、担当者として総合的な観点から今後の方向性について判定。考え方や具体的な改善方法等を評価します。
- 2次評価
事務事業を所管する課長等が1次評価を踏まえ、担当する課として今後の方向性を判定し、評価します。
- 3次評価
行政評価委員会(副町長、教育長、各課長で構成)を設置し、1次評価及び2次評価を基に最終評価。その結果を、町長に報告します。
- 評価結果の公表

今後、毎年度継続して行政評価を実施し、町の仕事を改善していきます。また、結果は公表し透明性のあるものとします。

